

今後の専門調査会の進め方について

令和 3 年 9 月 3 0 日
内閣府男女共同参画局

○今後検討することがすでに決定されている課題

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」（令和 3 年 6 月 16 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）抜粋

- ・令和 3 年秋以降、コロナの影響の根底にある男女間の賃金格差も含めた経済的格差の要因分析と対応策について、男女共同参画会議において検討する。
- ・令和 3 年秋以降、個別の分野における成果目標の達成状況を勘案し、男女共同参画社会基本法に基づく積極的改善措置の在り方に関し、幅広い分野におけるクォータ制の適用等を含め、インセンティブやペナルティが設けられている他の分野や諸外国の例なども参照しつつ、男女共同参画会議において検討する。
- ・令和 3 年度中に男女共同参画会議において、税制や社会保障制度等が、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について、未婚・単身世帯の増加、ひとり親の増加、離婚件数の増大、少子化の進展、働き方の多様化に対する民間企業の対応状況といった現在の社会情勢を踏まえ、調査を開始する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）抜粋

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉

～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(2) 女性の活躍

今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」に基づき、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテックの推進、妊産婦や困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化などの取組を推進する。また、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて、本年度中に検討を開始し、国内外の状況等を踏まえ、検討を進める。感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。また、非正規雇用労働者に女性が多いことを踏まえ、非正規雇用労働者の待遇改善を図るとともに、出産後に女性の正規雇用比率が低下するいわゆるL字カーブの解消に向け、女性の正規化への重点的な支援、男性の育児休業取得促進を図る。さらに、安全・安心な親子の面会交流のための具体策の検討を進める。

I T分野を始めとした理工系分野において、特に女性の身近なロールモデルを創出するとともに、本分野の女性教員の割合を向上する取組を進める。学校推薦型選抜や総合型選抜に女子を対象とする枠の設定やオープンキャンパスの実施、女子学生向けのSTEAM教育拠点の整備、理工系分野で優れた業績を残している女性研究者の話が聞ける機会の充実等の総合的な支援策を講ずることにより、地方大学を含めた理工系学部における女子学生の割合の向上を促す。

(参考)「男女共同参画審議会答申」(平成12年9月26日)抜粋

1 男女共同参画を推進する社会システムの構築

(1) あらゆる社会システムへの男女共同参画の視点の反映

【視点】

(略)

【具体的な取組】

1 我が国の社会制度・慣行には、男女が置かれている立場の違いなどを反映し、あるいは、世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能していないものが少なくない。このため、男女共同参画の視点に立って、これらが中立的に働くような方向で見直しを行う必要がある。例えば、夫婦同氏制など家族に関する法制や配偶者に係る税制、国民年金制度における被用者の被扶養配偶者(第3号被保険者)、遺族年金の在り方や夫婦間での年金権の分割、健康保険制度における被扶養配偶者(介護保険制度の第2号被保険者を含む)の扱い、税制や社会保障制度の所得限度額を目安として決められることがある企業の配偶者手当等、個人のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つものについて、個人の選択に対する中立性の観点から総合的に検討を行い、世帯単位の考え方を持つものについては個人単位に改めるなど、必要に応じて制度の見直しを行うべきである。また、これらの制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要である。それに資するため、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う必要がある。

さらに、女性従業員のみへの制服の着用など、様々な慣行の中でも、性別による偏りにつながるおそれのあるものは、国民一人一人が積極的に見直していくことが望まれる。

2～5 (略)

ジェンダー不平等の悪循環（イメージ）

意識

(例)

- ・ 固定的役割分担意識
- ・ 無意識の思い込み
(アンコンシャス・バイアス)

コロナ下の女性への強い影響

指導的地位にある女性の少なさ

男女間の賃金格差

DV（配偶者暴力）

慣行

(例)

- ・ 非正規雇用者をめぐる問題
- ・ 長時間労働
- ・ 企業の配偶者手当

制度

(例)

- ・ 民法（夫婦同氏）
- ・ 税・社会保障制度（配偶者控除・第3号被保険者制度）

3要素が相互に強化しあい、ますますジェンダー不平等に

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)

- 2015年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を全会一致で採択。
- 先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定。目標の1つに、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられている。
- なお、アジェンダ全体の実施においても、ジェンダーの視点を取り込むこと(ジェンダー主流化(mainstreaming))が不可欠とされている。





9のターゲット

目標5：ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

- 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、所有権及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女児のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

諸外国にはあるが、日本にはないと指摘されているもの（例）

| 日本 | 海外 |
|---|--|
| <p>選択的夫婦別姓（選択的夫婦別氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法において、夫婦は婚姻の際にどちらか一方の姓を選ばなければならないこととされている（夫婦同氏制）。 我が国では、約96%の女性が結婚に伴い氏を変更している。 | <ul style="list-style-type: none"> 夫婦同氏を法律で義務付けている国は、日本以外に見当たらない。 |
| <p>性的同意</p> <ul style="list-style-type: none"> 「同意がない」だけでは強姦性交等罪は成立しない。 強姦性交等罪が成立するためには、「暴行・脅迫」若しくは「心神喪失」「抗拒不能」の要件が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 米国（州ごとに異なる）、英国、ドイツ、スウェーデンなどで、同意がないことのみを要件として性犯罪として成立する。 「ノー」を示すか否かを基準とする国が多いが、スウェーデンでは、「イエス」がなければならない。 |
| <p>性交同意年齢</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑法において、13歳以上となっており、下限年齢が低い。 | <ul style="list-style-type: none"> フランス15歳、英国・カナダ・韓国16歳、米国（州ごとに異なり、例えばニューヨーク州17歳、カリフォルニア州18歳）である。 |
| <p>緊急避妊薬を処方箋なしで購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 性交後72時間以内に服用する必要。 医師の診察を受けた上で処方される。（購入には、医師の処方箋が必要） | <ul style="list-style-type: none"> 欧州、アジアなど世界86か国で処方箋なしで購入可能である。米国、カナダ、フランスなど：OTC（薬局で自ら選んで購入できる）英国、ドイツ、イタリアなど：BTC（BPC）（薬剤師が直接管理保管し、販売時には薬剤師によるコンサルティングを要する） |
| <p>経口中絶薬</p> <ul style="list-style-type: none"> 経口中絶薬として承認された医薬品はない。 | <ul style="list-style-type: none"> 経口中絶薬は、米国、英国、スウェーデン、オーストラリアなど60か国以上で認可されている。 |
| <p>子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種率は1%前後。 | <ul style="list-style-type: none"> 英国やオーストラリアでは接種率は約80%。 |

○重点方針 2022 に向けた検討課題

第2回計画実行・監視専門調査会（令和3年9月21日開催）における議論を踏まえ、

- ① 各課題は独立した問題ではなく相互に関連
- ② 世代間・地域間のギャップ

の視点で以下の各課題について検討していく。

- (1) 賃金格差も含めた経済的格差の要因分析と対応策【重点】
- (2) 積極的改善措置の在り方（クォータ制の適用等を含む。）【重点】
- (3) 女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討【重点・骨太】
- (4) 新型コロナウイルス感染症の女性への影響の継続的把握【重点】
- (5) 公共調達の活用による女性の活躍促進【重点】
- (6) 科学技術分野における女性の活躍促進【重点・骨太】
- (7) 仕事と子育て等の両立を阻害する慣行への対応【重点】
- (8) 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する実態調査と対応策【重点】
- (9) ジェンダー統計の推進とその活用の方向性【重点】
- (10) 旧姓の通称使用の拡大やその周知、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方の更なる検討【重点】
- (11) 女性の生理と妊娠等に関する健康【重点】
- (12) 立法・司法・行政におけるジェンダーバイアス
- (13) 企業活動に関する国際的な枠組み（人権デューデリジェンス、WEPs など）